



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	芸北一山村の家族と親族 : 山廻嘉作の生涯
Author(s)	米村, 昭二
Citation	北海道大學文學部紀要, 31(1), 143-194
Issue Date	1982-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33465
Type	departmental bulletin paper
File Information	31-51_PR143-194.pdf



芸北一山村の家族と親族

—— 山廻嘉作の生涯 ——

△目次▽

はじめに

一、調査地の歴史と現況

二、山廻嘉作の生涯

1 雲耕時代（以上三十ノ二号）

2 政所時代

(1) 戦前・戦時（本号）

(i) 序

(ii) 山廻家の歴史

(iii) 公的活動と社会参加

(iv) 親類関係

2 政所時代

(1) 戦前・戦時

(i) 序

政所時代は、昭和二年一月一日に始まる。この日は、「諒闇ノ新年、ヒツソリトシテ往来ノ人モ稀ナリ」(「日記」)の寂しい新年であったが、嘉作は、次の家政方針を「大佐電気株式会社定款」に裏書きし、決意を新たにしている。すなわち、「一、当分ノ住居ハ雲耕ニ置ク 二、田畑ハ当分従前ノ通り掛渡スコト 三、小作料ノ若干ヲ耕地整理ノ工事ニ充ツ 四、室崎ヘ売却ノ山林ヲ買戻スコト及室崎朝倉屋ノ負債償却 此ノ資金ハ報徳社ヨリ借入レ年賦ニテ償却ス 頼母子講配当ノ節ハ之ヲ振当テルコト 五、山林手入及新植一ケ年凡ニ反歩 六、倉庫移転 七、住家ノ整理修繕 屋根修理 八、報徳社 神社(産業衛生)ノ事務整理」とである。山廻家再興にかける嘉作の決意と計画性が端的に表現されているといつてよい。また、この日、山廻家のカナ子の年始を受けている。かつては年始に向いた嘉作が、いまは挨拶を受けているのである。

だが、政所時代の本格的始動は、四月一〇日、嘉作がこれまでの雲耕、政所の二重生活にピリオドを打ち、政所に転居してからである。旧居解体と山廻家の庇修築がこのとき行われ、家政方針具体化の第一歩が踏み出された。また、引越しも政所上組の組内が手伝っている。二月五日、嘉作の雲耕報徳社社長辞任、五月一六日の助役就任は時代の交替をシンボリカルに告げ、新しい時代の幕明けに花を添えるものであった。嘉作は、山廻家の親方、村政ナンバー・ツ一の助役として第二の人生をスタートした訳である。少なくとも社会的地位に関しては、人生の絶頂にあったということが出来る。

その反面、傾きかけた山廻家の家運挽回が嘉作の双肩にかかり、他方では、経済恐慌や戦時体制突入によってますます増大する行政事務の処理に追われることになった。その上、嘉作は、持病の座骨神経痛や耳疾で闘病生活を余儀なくされ、ついに昭和一三年、助役を辞任するに至っている。その意味において、政所時代は、多難な時期でもあったのである。なお、この点については、改めて取り上げることにし、まず嘉作が入夫した山廻家の歴史から触れることにしたい。

(ii) 山廻家の歴史

山廻家は、親方格の家であり、代々篤信家の多い家であった。それに宿命的ともいえるほど、当主が後継ぎに先立たれ、孫や婿養子が相続するケースが多い家系であった。

山廻家に関する史料は、宝暦四年（一七五四年）の「永久売渡家田地之事」が初見であり、それによると、いやが迫の金七が山廻の善兵衛から高四石五升の田畑、腰林一カ所、家一軒を買い取って入っており、現在の山廻家では、この金七をもって初代としている。初代金七には、三男一女があり、次男利平次には、安永四年（一七七五年）高二斗と小家一軒を分与して分家させたが、その後土地、居宅を売却して三男同様離村して行方が分からず、長男藤藏は、父に先立って死去した。そのため、寛政七年（一七九五年）、孫の幾之助に家督を譲っている。藤藏を襲名した二代幾之助も、後継ぎの順藏が、嘉永三年（一八五〇年）五四歳で死去したことから、同年順藏の娘婿平次と「譲渡證文」を交わして生前譲渡している。もっとも、順藏は、天保九年（一八三八年）、社倉十人組組頭を務めているので、あるいは家督を相続していたかとも考えられる。いずれにしても、金七、藤藏とも後継ぎに先立たれ、孫、孫娘の婿

芸北一山村の家族と親族

養子に相続させた訳である。

ところで、四代目平次は子宝に恵まれ、二男六女うち娘三人が幼死したので都合二男三女があった。娘三人は淨謙寺と光善寺へ嫁がせ、長男清三郎が病弱のため廃嫡して、次男の幸市に相続させている。ところが、五代目幸市も、明治四一年、一人息子の重市に先立たれた上、孫娘のチサヲに迎えた婿養子も、離縁、復縁を辿った後、養父に先立って亡くなり、自分も妻とチサヲを残したまま、大正一一年死去した。大正一五年二月、嘉作が結婚したのはこのチサヲとであり、婿養子入りのことになる。つまり、山廻家では、三人の先代が長男に先立たれて、孫の婿養子に相続させたのが二代、長男の孫が相続したのが一ケース、長男の病弱による次男相続が一件あることになる。果たしてこうした相続形態が、山廻家に特有の現象であったか、それとも一般的であったかは明らかでないが、養子縁組が少なくなかったことから推して、山廻家だけに必ずしも限定できないのではないかと考えられる。嘉作の弟も加計へ養子入りしており、市原は三人の子を養子に出している。深井家も養子が二代続いている。それに、三代が生前譲渡して部屋（隠居）に入っていることも注目されてよい。

したがって、生前譲渡でその上後継ぎが婿養子であることもあってか、その地位保証と老後の生活安定をめぐって、初代金七と三代藤藏は、孫や婿養子との間に「譲渡證文」を交わしている。初代の場合、分家させた次、三男はその後他出して行方不明であるが、万一帰村したときに備えて、「株數并家代等ニ至ルマテ少シモ分ケ遣シ候儀無之候 兎ヤ角申候ハハ此書物以申開キ可被仕候 尤病氣ニテ罷歸リ候ハハ引受介抱仕快氣イダシ候ハハ其マテニ而銘ニ勵ヲ以渡世仕様ニ可被申開候」として、後継ぎの地位を保証している。また、娘の将来について自分達の死後も仲良くし、縁談があったて話が折り合ったら親分となって縁づかせて欲しい。もし娘のやり方が気に入らないで追い出すことがあったり、娘

から出たいと申し出た場合「当分米五斗ヲ遣シ翌年二月中ニ米五斗ヲ遣シ都合老石遣シ可被申候 然ル上ハ一生不通可被仕候」としたため、なお、この旨を娘にも書付を渡して申し聞かせているとしている。娘や孫への細かい配慮が働いているといつてよい。

藤藏の場合は、老後の生活安定を中心に婿養子と「譲渡證文」を取り決めている。それによると、まず山廻名、石尾名、奥原名の田畑山林、山鳥谷腰林二カ所、居宅五軒、土蔵一軒、納屋三軒、馬八頭、牛一頭を譲渡し、その内「奥原村三ヶ所作得米部屋料として当年ノ相渡可被申候事并石尾名作得米六斗請候内四斗部屋ノ相渡可被申候又政所村金倉弥助殿ノ貸米并荒神原村中間〇〇ノ貸米部屋小遣として当年ノ相渡可被申候又山鳥谷山川ノ東之分部屋山ニ致候事又田地世話本家ノ里致作得米渡可被申事 薪本家ノ里伐入致候事後家一人ニ相成候節者作得米之内式石四斗つつ相渡可被申候事」と詳細に取り決め、老後の生活安定を計っている。ついで、家財道具から鍋や釜の日用品に至る一二品目を配分し、味噌、しょう油、塩、小豆、大豆、肴等の食料品の供与を決め、部屋造作に早速取り掛かることを申し渡している。最後に、御上の御法度を固く守ること、役人の申渡しに従うことや村格に従い、とやかく言わないこと、寺社を大切にすること、朋友を大切にして心得違ひがないこと、一家親類とはこれまで通り交際すること、自分達への孝養、死後の財産の本家引き取りの八カ条について論している。養子だからと一概には言い切れないまでも、文書化する必要性の一端もそこにあったといふことができる。なお、藤藏は、その前年の嘉永二年（一八四九年）に次の家訓を残し、安政六年（一八五九年）にも四人の孫達への譲米として、「……丸山寛平ノ極月券状致候此代米拾五石之内其方米三石調置申候處右掛米壹ヶ年付米五俵つゝ此内三年ノ御年貢米へ指出残り壹石貳斗 嘉市、はるよ、ちぎ、寿榮 右四人者共へ年々米三斗つゝ相渡シ申候 若不作ニ候ハハ其年之見合相渡シ申候」と書置きしている。そうした

人柄と心配りが文書化に影響していると捉えることも可能である。なお、家憲は次の通りである。

家 憲

堪忍 之を行へば大事なり 之を犯す者は生涯危し

一、物毎に初あらずといふ事なし終を能くするもの可なり

一、成す事あらば初にはかれ、何ごとも最初思案して初むることなり

一、遠きおもんばかり無き時は必ず近き憂あり

一、萬事を頼み思ふべからず 是は深切いたす中とても亦かわることあり 下説に「能き中に垣」といふ

一、言葉多きは品すくなし 「口明けて五臓を見るあけびかな」という古句あり

一、誤て改むるに憚る事なし

一、舊惡をおもはず

右愚老筆記而已

千時嘉永貳年酉六夏日

愚老有七十七 富 永 藤 藏

ところで、嘉作夫婦にも子どもがなく、昭和五年九月五日生れの乳呑子幸枝を養女に貰い受けて練乳で育てあげ、
「一二月五日（九〇日目）秤量 尙貫拾匁 物ヲ凝視シ笑顔シ把握ス」（『育児要録』）といった記録を残している。

慈しみ育てたといつてよい。しかし、不幸にも、昭和七年七月四日四時に発病し、直ちに医者に電話して午後九時半
往診を受けたが、翌五日の午前一一時半ごろ「何時イキタエタトモ知レヌヨウニ往生シタ……」。疫痢であった。ま

た、一八日には「大前恒子サン死去 幸枝ヨリ一ツ年上殆ンド同様ノ病状ノ由」とあり、さらに、八月二日に五歳の子ども、九月二四日も男の子が疫病で死亡している。医者のない僻地山村における幼い子ども達の生命の小ささが如実に示されている。来診を仰いでも四時間半を必要とするのである。夫婦は、その後、昭和十一年一〇月二九日に養子を取ったが、二年後の一三年一二月二〇日に離縁し、一六年一月雲耕から養女を迎えた。嘉作は、二月二一日、帰還勇士歓迎宴会が政所の作業場で開かれた際、養女の依頼で酒二升とめざしを出し、三月にはチサヲと久城の専光寺に三泊四日の日程で挨拶に行かせ、四月に渡辺医院に就職させている。その後も出広の度に会い、実父の葬儀に対しては、後述するごとく最大限の弔いをしている。また、昭和一八年七月、養女が従軍看護婦として応召した際には、夫婦で出広して養女と記念写真を撮り、一夜をともに過ごして翌一六日見送り、その後、養女が日赤病院に入院したときも二度見舞い、一〇月一日、養女が再度の従軍に際しても見送り、前回と合わせ、百円を持たせている。嘉作夫婦も親として慈しんだことはたしかである。しかし、この養女も戦争で病臥して健康が回復せず、昭和二年一月六日、実家に帰している。したがって、嘉作夫婦の養子取りは、戦後に持ち越されることになった。それも再度失敗するのである。嘉作は、自律的な人で、「自訓六戒」として、「一、業務を主んじ勞苦を厭ふこと勿れ 一、規律を守り時限を違ふこと勿れ 一、姿容を整へ威儀を濫ること勿れ 一、清潔を尚び衛生を輕んずること勿れ 一、儉素を旨とし放恣に墮すること勿れ 一、和合を主とし禮儀を失ふこと勿れ」を定め、計算性にも富んだ几帳面な人柄でもあった。また、それと同時に次の「家内通規」を定め、家族の者の遵守を求めている。すなわち、「一、始終時限を嚴かに守る事 一、室の内外の清掃は各自之に任ずる事 一、所持の物品は各自之を處する事 一、出入往来は靜肅を旨とする事 一、應對は和顔愛護敬慎を最もとする事」である。外では温和であったが、内では厳しか

つたと言われる性格の一面を存分に伺うことができる。あるいは、そうした事情が養子問題とも絡んでいたかとも思われる。養子問題は、チサヲの日記（昭和一三年）に、一月三日「夕方より雲行きわるし」、四日「雲行き同じ、午後一時過ぎ、〇〇と色々話をなす」とあるごとくむずかしい問題であったことも事実である。かつて、近世には、限られてはいるものの、ともかく養子の地位は保証されていた。これに比べると、明治以降は養子の立場が弱く、離縁が少なくない。その地位は不安定であった訳である。それが、戦後に入ると養子の方から出て行くことになる。少なくとも、山廻家の養子問題にも、そうした変化を読み取ることができるのである。

さて、山廻家の歴史で、代々篤信家が多い事実も強調されねばならない。初代金七は、隠居後の天明七年（一七八七年）に親鸞上人の御旧跡巡拝を志し、京都の六角堂を振出しに一三四日をかけて、北陸、関東、中部、近畿の旧跡霊場を巡回し、参拝、参詣した神社数は、実に一七〇を数えている。並々ならぬ信仰の持主であったと言っても過言ではない。藤藏も、嘉永三年の「譲渡證文」に「一、寺社成丈大切可被致事」と定め、生前に隠居を休心堂、法名を恵明（安政三年 政所村 高祖聖人様六百回忌御法事仕り諸事覚）と称し、本山に一〇回余り参詣しており、安政六年四月七日、曾孫四人に譲米のことを書置きし、臨終三日前の二〇日に入浴して身を浄め、二三日めでたく往生している。平次も、藤藏こと恵明歿後の翌年一月、「祖父恵明之重恩ヲ考得而者四月廿三日ヲ初メ日々廿三日ニハ香燈ヲ燒キ荷ヲ替ヘ先祖之御恩ヲ思ヘ者己か身之後生極樂參健ニ佛神御國恩之御惠ミ兼而朝夕之御禮不忘候事其上からハ親ヲ大切ニ致シ兄弟之中睦敷致し世間の人と付合ニ己うらやかにし芋はたぬい物之事ヲ心ニ置キ候事」（原文）と書き留めている。その後、平次は、娘三人のうち、一人を浄謙寺、二人を光善寺に嫁がせ、先代の幸市も、長男の重市に光善寺から嫁を迎え、浄謙寺から養女を貰っており、寺院との姻戚関係が密であった。経済力や家格もさることながら、堅信の家

であることもこの關係に作用していることが伺われる。また、明治一三年木仏木像、同三〇年に教如上人繪像、同四年三月一七日見真大師眞影を安置している。

嘉作が信仰に厚かつたことは、すでに実証済みであり、政所時代もそうであつた。嘉作は、「家の鑑」に「信徒心得」を記しているが、それによると、「一、フカク如來ノ本願ヲ信シ、光明攝取ノ勝益ヲ喜ビ、言行ヲツムシミテ一身ノ修養ヲ怠ラザルコト。一、法味愛樂ノ上ヨリ家族互ニ敬愛シ一家ノ和樂ヲススムベキコト。一、國家覆護ノ恩ヲ仰ギ、オノノ職業ヲ勵ミテ國運ノ發展ヲ資クベキコト。一、衆生共存ノ大義ニモトヅキ自他相扶ケテ社會奉仕ノ誠ヲ盡スベキコト。一、祖先ノ遺功ヲ尊重シ家運ノ隆昌ヲハカルベキコト。」とあり、日常行事として、「朝 正信偈。念佛。和讃。御文章。（聖人一流章） 領解文。希望の詞。夕 正信偈。短念佛。廻内。御文章。（未代無智章） 改解文。感謝の詞。」を仏前勤行している。この点については改めて取り上げることにするが、もともと安芸門徒の村、信仰が深いことは当然であるにしても、山廻家の場合、とくに顯著であつたと言っても不当であるまい。

また、山廻家では、藤藏の代にかなりの土地集積があつたことについては既述した通りであるが、家宅五軒、土蔵一軒、納屋四軒、牛一頭、馬八頭を所有していたことにその勢威のほどを伺うことができる。平次も、その代米は三五〇石に達し、慶応二年九月二日『御國恩寸志』として三〇兩を寄進し、同年庄屋同格取り扱いを受けている。先代、先々代が社倉十人組組頭取りであつたことからすると、一段高い格式を得た訳である。山廻家が親方格の地位を確保したのは、あるいはこの時期であつたかとも考えられる。先代幸市も、明治一五年、田畑五町一反七畝二九歩、山林二〇町四反一畝一步を所有し、雲耕の麦生岩次郎、政所の深井隆三郎に次ぐ第三の土地所有者であつた。役職も、明治二十一年の第一回村會議員選挙に当選し、三十一年に収入役、三四年助役に就任している。高いキャリアの持主であつ

たということが出来る。また、新宅、吉田屋のカナ親であり、三人の奉公人出入りがいた。しかし、大正三年九月三日の出火で土蔵一棟を残して本家と納屋が全焼する不幸に会い、家産を傾け、同一年七月五日死去した。その後、残された母娘二人の生活、家運が一層傾いたことはもちろんである。嘉作が、昭和二年元旦の「家政方針」にしたためた「室崎へ売却ノ山林ヲ買戻スコト及室崎朝倉屋ノ負債償却」という表現は、山廻家の窮迫した事情を如実に示している。それに「住家ノ整理、修繕、屋根修理」も家宅自体がかなり痛んでいたことを物語っている。傾いた家運を象徴しているということもできる。

嘉作の山廻家入夫には、家運挽回と経済の立て直しが期待され、嘉作もまた自らの義務としたのである。嘉作は着実に方針を実行し、昭和二年底をつけ、七年には納屋を解体して二階建新築工事をはじめ二月一五日柱立てをしている。嘉作は、助役で獣医を兼ね、チサヲも編機を購入して農業の合い間にその販売と編物の内職（昭和四年一八円）をしている。昭和四年を例にとると、総収入額九四二円五四銭に対し、支出は五一七円一六銭で、四二五円三八銭の黒字となり、うち一六八円三五銭を預金している。主な収入は、給料（三〇六円）と獣医関係（一一一円五七銭）で、ほかに頼母子の入金（二〇〇円）いわゆる臨時収入があり、それが黒字の大きな一因になっているが、経済的に余裕があったことはたしかである。しかし、昭和七年には、家屋新築のほかに養女幸枝の死去や藤井屋の引越し問題等があり、八年度日記の冒頭に「昭和七年は我等にとりて重ね／＼不幸不運の年で、これがため、未曾有の負債を生じ赤字の儘越年せり」とある。経済恐慌の影響もあったであろうが、大きな負債に喘いでいる。そのため、「依て本年は出来るだけ之を辦償せんと志し 左の通り實行せんことを期す 一、生活費緊縮 一、台所改善、土蔵修理 一、門町自作 一、扁柏苗養成」としている。嘉作の経済的観念と計画性がいみじくも露呈されていると言うことが

できるが、山廻家再興もそれほど容易ではなかった。それに戦後は、後述するごとく定職がなく、病弱で農業も思うに任せず、経済的に苦しむことにもなるのである。その意味で、戦前、戦時の政所時代は多難であったが、嘉作にとっては、働き甲斐のある時代でもあったのである。

(iii) 公的活動と社会参加

嘉作が助役としてスタートしたのは、兵役法が施行された昭和二年であったが、翌三年には、輜重第五大隊二〇七名が入村、露営し、軍靴の響きを雄鹿原にこだませている。嘉作も、その夜露営地に一二時過ぎまでいた。昭和四年、五年にも浜田部隊が入村、宿泊しており、村では、軍人会分会、婦人会を総動員して宿舍提供や炊出しなどとして協力した。戦時体制化への動きは、僻地山村をもち早く席捲したのである。急テンポであったといつてよい。しかも、この動きは、満州事変を契機に怒濤のごとく大きくうねり、日中戦争へと拡大していった。嘉作の公的活動も、カーキ色の軍事色に塗りつぶされていった。言い換えると、嘉作の助役時代は、更生計画の作成と実施を間に挟んでいるものの戦時体制化に終始することになったのである。嘉作は、昭和六年、徴兵抽籤や軍隊生活体験のため出張し、翌七年には、村レベルでは、満州事変記念日に慰霊祭、七月三〇日に在郷軍人分会主催の戦歿者追悼会が催された。嘉作も、一月三日、宿直で軍人訓戒等をしたため、翌四日の軍人勅諭拝受五〇周年記念式典で祝辞を述べ、在郷軍人会地方一斉検査指導員として地方馬一斉検査を実施している。

嘉作は、昭和七年以降も兵事主任として活躍し、壮丁人員の名簿作成や現役兵身上調査などの兵事事務や兵役関係行事（徴兵検査や査閲、点呼）に参加し、その日数は、昭和八年の一五日、一一年の一四日から一二年の四六日にま

表Ⅱ—8 行政事務別出張先と回数

		昭和 2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	
徴兵事務	広島市	1	3	1	1	2	4	3	4	2	2	8	1	32
	その他市町村					2	2	5	3	1	8	4		25
統計事務	広島市			1				1					1	3
	その他市町村			1				1		1		1		4
産 業	広島市								1			1		2
	その他市町村		2									3	2	7
衛 生	広島市									1				1
	その他市町村	1				1	1		1	1				5
消 防	広島市													
	その他市町村							1	3		1		1	6
選 挙	広島市						1							1
	その他市町村			1			1			1		1		4
畜 産	広島市		1				1							2
	その他市町村	1				2		1	1		1	1		7
経済更生	広島市								1		1	3		5
	その他市町村											1		1
診 療 所	広島市									4	1			5
	その他市町村													
町村長会	広島市							1	1	1				3
	その他市町村						1					1		2
そ の 他	広島市		1	2				2	1	3	4			13
	その他市町村	1	2	6		3		1	1					14
合 計	広島市	1	5	4	1	2	6	7	8	11	8	12	2	67
	その他市町村	3	4	8		8	5	9	9	4	10	12	3	75

で及んでいる。急増した訳である。在郷軍人会分会関係も八日を数えており、嘉作は、その事務責任者であった。軍人会分会は、戦時体制そのものの団体であり、かつ主催行事も少なくないだけにその存在意義は大きかったといっても過言ではない。加計町や広島市への出張も、従来は、衛生、労働、生産等の統計関係や選挙事務が主で、それもコンスタントに推移していた(表Ⅱ-18)。ところが、昭和一〇年を境に兵事関係の出張が増え、一二年には一六回(広島出張一二回)を数えるに至っている。出展の内訳は、出征付添い(四回)、兵事事務(三回)、遺骨迎え(二回)となり、次に多い経済更生計画(三回)の三倍にも達している。

言うまでもなく、昭和一二年は、七月一二日に日中戦争がはじまった年であり、嘉作のかかわりを「日記」に拾うと、七月二七日「午後三時動員下令ノ電報アリ、事務室ノ準備ヲナシ待機スルコト徹夜 午前零時警察ヨリ急使来ル」、二八日「午前一時急使派遣、五時過最終帰ル、午後一時三石技師召集ニテ帰郷出発、午後三時亀山神社ニテ奉(報)告祭執行多数ノ参拝者アリ」、二九日「本日三名出発、乙田、向原、川口、午後零時四十分ヨリ送別式ヲ役場ニテ挙行、診療所前ニテ乗車 村長出展」とある。緊張と仕事の連続であり、出征に際して、報告祭が亀山神社、役場で送別式が行われ、吏員が付添っていることが分かる。このパターンは、その後八回の充員、応召にも踏襲され、嘉作も四度付添っている。入営、応召兵の見送りは、物資節約や防牒の見地から精神的にその行を盛んにし、士気を鼓舞することに決め、父兄近親といえども歓送は村境までとされたといわれる(「村史」四九〇頁)。また、七月一日には馬匹四九頭の徴発令達、八月九日には、亀山神社で国威宣揚祈願祭、引き続き安養寺において時局講演会が開かれて軍用乾草五千貫が割り当てられた。嘉作はそのため、農区長会議を開いて供出を完遂している。さらに、一月七日と二月一九日に太原、南京陥落の祝賀提燈行列が村民総出で行われ、翌二〇日、嘉作は遺骨迎えに出展

し、翌二一日帰村、二二日に最初の村葬が橋山分教場で執行された。それに、経済更生援助部は留守家族を慰問し、金二円を贈っている。嘉作が慰問に出向いたことはもちろんである。このように、昭和一二年、雄鹿原では村をあげての臨戦協力体制が確立されていたのである。

ところで、そうした戦時体制化のなかで、経済更生計画、なかでも雄鹿原村独自の計画として診療所の設置が計画され実現した事実は注目される。嘉作がイニシアティブをとった仕事のなかでも最大の業績であるといっても過言ではない。一般に、更生計画書は、県のそれをモデルにした計画が多いなかで、終局的には別途補助金交付によることになったとしても、診療所設置計画は特筆されてしかるべきだからである。嘉作はそのため、昭和一〇年には三度出直し、ほかに一度陳情に出向き、一二年にも三回出広している。雄鹿原では、昭和八年末、経済更生村の指定を県に申請して翌年三月指定を受け、更生委員会を組織して基本調査を行い、その結果を講師を招いて批判、検討した後、計画書の作成に入り、一月県庁に提出した。また、翌一〇年二月には、医療施設有志会を設けて、診療所委員会に発展させ、三月までに五回も委員会を開いた後、計画の趣旨徹底をはかるべく七日間をかけて各部落を巡回して施行に踏み切った。さらにその完成実現を期して、一二年、経済特別助成計画を作り、牛馬道、診療所、冠婚葬祭用具、オート三輪の助成を申請している。その間、牛馬道に関しては意見が分かれ、県道修築作業中に二人が死亡するという事故があったものの、診療所設置は全員一致で異議がなかった。診療所設置に踏み切った理由は、基本調査の結果、医療費が予想以上に高かったことによる。基本調査によると、村の衛生費は、昭和九年度については、年間総額一二、一〇八円で、現金支出生活費の一五・二三パーセントに当たり、一戸平均四二円七八銭で、県一戸平均一〇円の四倍を上まわっている。それに、病気で仕事を休んだ延日数を各人の労働能力によって換算すると、一四、五二八

日となり、労賃を一日五〇銭とすると七、二六四円の収入減となり、先の医療衛生費に加算すると実に一九、三七二円となり、一戸平均七〇円となる。この大きな経済負担に悲歎が随伴していることはいうまでもない。しかも、雄鹿原はここ一〇数年、無医村であった。そのため、出張所を設け、島根県から三日に一度の出張診療で間に合わせ、急病の場合、電報を打って来診を求めてきた。しかし、子どもに多い疫病のような急性疾患は、間に合わないケースが少なくない。とくに積雪の多い冬期には、自動車も不通で、雪踏人夫を雇って来診を求めざるをえないことから、平素の三倍ないし四倍、ときには一回の往診料に一〇数円を必要とする。それでも間に合えばまだよい方である。悲惨というほかはない。また、無医村であるため、売薬業者への多額の支払いや早期診療ができず病勢が昂進してから治療するため、出養生費の負担が大きくならざるをえない。したがって、「村ノ更生ハ先ヅ村民ノ健康保持ト医療費ノ節減ニアリ、医療施設コソ本村更生ノ先決問題デアリ又人道上ノ最大要件デアル」として計画したのである。

経営主体については、開業医の常置は期待しても困難である。産業組合組織についても、患家七、八〇〇戸を見込まないかぎり難しい。二、三カ村連合も、僻地山村では容易ではない。そこで、内務省、県の助成も期待できることから村立に決めて申請し、昭和一〇年三月、総額七、〇二九円（うち内務省助成一、五〇〇円、県費補助一、一四二円）を投じて診療所建設に着手し、年内に完成した。用材と労力（二、三〇〇人分）は、村民の奉仕による。その結果、一〇年に八五〇人、一一年九七五人が診察を受け、収入も一〇年四、五〇二円四二銭（他に県費補助五〇〇円）、一一年四、五四五円で、初年度の一〇年において二二四円一五銭のプラスを結果している。これに未納金九九円六五銭をプラスすると、所期以上の成果をあげたといえることができる。さらに、昭和一五年、工事費二、九〇〇円をかけた二三坪の病棟を改築している。この場合も、人夫（一、〇〇〇人）と用材は、すべて村民の奉仕によるものであつ

た。相次ぐ労力奉仕に診療所への期待と必要性が高かったことが如実に投影されているといつてよい。

その間、嘉作は、計画の立案者、各団体の連絡、調整をはかりつつ計画を実現する統括責任者、また県企画課と交渉の中心人物として活躍した。広島出張が昭和一〇年に四回、一二年も三回を数え、村レベルの会合も、九年の八回から一二年の八回にまで及んでいる。それに計画書に、「我等が村のため、我等の計画を、我等が立てた」という下からの村づくりの理想を高く掲げているだけに、計画の趣旨徹底をはかるべく、昭和一〇年二月二六日から一週間をかけて部落巡回座談会を開き、それに参加している。部落レベルの会合にも嘉作は出席した訳である。なかでも、昭和一二年九月の特別事業計画の作成には、五日に県企画課の指示を受け、七日にはもめていた牛馬道問題を各部落道路を改修することで解決し、翌日から計画書調整に入り、九日は徹夜、一〇日は診療所、学校から手伝いを受けて午後一時過ぎに仕事を終え、翌日製本している。嘉作の仕事振りには、計画書が指導者にエッセンシャルだとする「熱烈火のごとき熱誠」があった。また、その背景に、養女幸枝を二日足らずの病気で失い、思うままの治療がしてやれなかった嘉作の悲歎があったことも否定できない。

嘉作は、その他、専門の畜産分野でも指導的役割を果たした。畜産の時代的趨勢については、既述したので省略するが、昭和四年六〇町歩の御駒牧場開設により衰えかけた産馬熱も漸く回復し、嘉作はその気運にのって、数よりも質に重点をおく優良牝馬の導入育成を指導し、一〇年以後、共進会で優秀な成績を挙げることができた。これに対し、昭和一三年には、郡畜産組合長から表彰を受け、産馬助成金一、〇六〇円の交付を受けている。なお、嘉作は、昭和七年帝国在郷軍人会地方馬一斉調査委員に任命されている。また、昭和一一年には馬橋講習、一四年には馬耕講習会を開き、軍用候補馬、軍用保護馬を鍛練するなどして軍馬資源の充実を図った。嘉作はその間、産駒、種馬品評

会、馬匹検査等のすべてに出、一八年のときは、サイロ作り、畜産講話で各部落を巡回しており、昭和八年三回、一〇年四回、一七年五回、一八年一四回、一九年一八回となっている。昭和一二を例にすると、病馬検診はもとより、川小田へ三度、八重町、広島へ一度出張しており、畜牛品評会、村が主催した郡農会祭りにも出ている。だが、その後は、太平洋戦争の激化から飼養が困難となり、衰退の一途を辿るに至ったのである。

以上が、嘉作の公的分野における主な活動状況である。だが、その間、嘉作は、持病の座骨神経痛で病臥することが多く、闘病生活を余儀なくされていたのである。昭和三年には、一月二日から三月一五日まで腹痛で病臥し、「一時大いに苦悶」している。さらに、六月一七日から五日間眼の治療、一二月八日から一日まで腰痛（座骨神経痛）で休んでいる。その後も、四年に三度（七日、三日、一六日間）、五年も、嘉作自身「本年も殆んど半分は神経痛で苦しんだ」と述懐することく、三月七日から七月三日まで温泉治療、通院、来診を繰り返して、六年も耳疾、九年は感冒（一四日間）、一〇年から一二年は比較的小康状態を保っていたが、一三年は中耳炎が再発し、三月二日から五月一日までの四四日間専光寺に宿泊して治療に専念し、ついに四月六日助役辞表を村長宛送り、三月三十一日をもって辞任している。七年七カ月の在職であり、それ以前の任期四年一〇カ月と合わせて一二年五カ月で、恩給受給資格がなく、嘉作の老後の生活を悩ますことになるのである。

それはともかく、仕事半ばにして辞任しなくてはならない心痛も大きく、その後も腰痛と歯痛に悩まされ続けるが、退職後も農会と経済更生事務を手伝う傍ら獣医業に従事し、昭和一四年四月に農会副会長に選ばれ、一七年五月まで務めている。嘉作自身の表現を借りると、「産業組合、村農会の事務を担当し、家畜診療に従事す。二月より三月に及び刎屋形、才乙、川小田、細見方面へ馬の難産等に、往診に多忙を極めた」（「身辺雑記」）のである。助役辞

任後、嘉作の活動分野が産業組合、農会関係に限定されるのも一つの必然であった。嘉作の専門性に加えて食糧増産の生産体制が嘉作を必要としたからである。農業関係団体への参加が、一四年八回、一六年七回、一七年八回と多いのはその反映である。

ところで、嘉作が、当時も史料収集の探求心が旺盛で、物のあわれを知る歌心を持ち続けていたことは、山廻家の戒名調べや出張の際の図書館通いに明らかであり、昭和五年二月には一カ月をかけて村誌編集を行い、一二年八月には青年講習会で三日間村誌の話をし、一五年一月には「雲耕社倉沿革」を書いている（「身辺雑記」）。また、「早天の天は星群かりし降ることく晩秋の気肌に冷し」、「馬死して空の儘なる馬小屋に今宵淋しくこおろぎの鳴く」にその歌心を伺うことができる。しかし、嘉作の思想や信条は必ずしも明らかではない。ただ、時代は下るが、昭和一八年の「元旦の誓」に「新年を迎へて恭しく、大元帥陛下の御乾徳彌々崇きを仰ぎ奉り、陸海將兵の忠勇奮闘に感謝し、我等自身持場に於て、戦場に在る覺悟を以て、最善の努力を効さんことを誓ふ。」とあり、昭和一七年も同様の趣旨が述べられている。そのことから推して、嘉作は、体制に沿った考えの持主であったかと思われる。事実、嘉作は、昭和一九年、在郷軍人会分会会長に選ばれ、村葬での弔辞朗読、義勇隊結成、分会事業としての松根油採取、分会員教練指導等に活躍し、昭和二〇年九月の軍人会分会解散に至るまで、嘉作の言う「最後の御奉公」をしている。このように、嘉作は、助役でかつ動員組織の中核ともいえるべき軍人会分会のリーダーであっただけに、少なくとも村レベルでは、戦争一本への体制化を推進する役割をポジティブに果たしたといえることができる。もっとも、他方では嘉作は、この戦争で養女を病ませ、本家の後継ぎである名付子や甥を失う痛手を負うことにもなった。傷痕もまた深かった訳である。

表Ⅱ-9 寺院別参詣

	妙蓮寺				安養寺				専光寺				最勝寺			
	往			来	往			来	往			来	往			来
	嘉作	チサヲ	祖母他		嘉作	チサヲ	祖母他		嘉作	チサヲ	祖母他		嘉作	チサヲ	祖母他	
昭和 2年	4			1	3				2	1		1	1			
3	10	3	1	3	6	3	1		1	1		4				
4	9	3		3	3	3			1	2		5				
5	2	2	1	1	4			1			[1]	2				
7	8		1	3	2			1	1	1	1	5	2	3	1	3
8	7	3			5				3	1		2	10	1		7
9	17	3		7	2					2		2	2	1		4
10	6	3		4	3	1			1			1	3	2		3
11	10	1		1	5	2							7	4		6
12	9	1		3	7		[1]		1			2	3	4	1	1
13	7	3	3	4									1	2		3
14	6				2								1	1		1
15	1			1	1								1	1		1
16	9			1	2				1			1	4	1	1	1
17	10	1		1	6				2				8			7
18	8			2	3	1			2				5	1		2
19	7			1	4								4			

註 ()内は代理参詣

芸北一山村の家族と親族

さて、社会参加で最も多いのが、寺院参詣である。しかも、妙蓮寺は山廻家の隣で、交際の厚い寄合先関係であること、芸北町苅屋形の専光寺は、山廻家の檀那寺であること、それに、島根県久城の専光寺と最勝寺（芸北町八幡）は、妻の弟が院主であることから雲耕時代に比べて多様な形態をとるに至っている（表Ⅱ－9）。

妙蓮寺は、政所と境を接する中租にあるが、山廻家にとっては隣である。しかし、檀家は、政所に八戸（総戸数二戸）しかなく、半数にみたない。もっとも、安養寺は三戸にすぎない。しかし、「安政三年高祖聖人様六百回忌御法事仕り諸事覚 政所村講中」によると、法事に際して、「おだんご米貳合、大豆壹合、飯米参合、銀札壹匁七分、米壹升五合」を各戸が平等に負担し、ほかに、「いも、大根、みそ、燈松、燈、塩」等を銘々が思い思いに納め、冥加金として両御本山へ八匁、三匁を両御坊、銀札四匁ずつを光樂寺、妙蓮寺、専光寺、安養寺へ上納している。また、五〇年後の文久三年にも、「米貳升、だんご米貳合、糯米参合、大豆壹合」を各戸が平等に負担し、それに各戸の経済力に応じて銀札を最高一匁から最低二匁五分上納し、冥加金として銀札八匁を両御本山、四匁を両御坊、四匁ずつを光樂寺、専光寺、安養寺に、一匁を地久院、八匁を妙蓮寺へ上納していることが分かる（「文久三年元祖聖人様六百五拾回忌御法事諸事覚帳、政所村講中」）。妙蓮寺はもちろんとして、安養寺、専光寺とも政所と歴史的に関係が深かった訳である。なお、この年は、山廻家が帖方をしている。昭和一二年の年中行事をみても、一月一六日の本派御正忌には安養寺、二月二七日の東派の御逮夜や二八日の宗祖御命日には妙蓮寺に参詣していたが、四月八日の釈尊降誕会いわゆる花祭りは、安養寺が法座を営み、五月二一日の宗祖親鸞聖人降誕会は、妙蓮寺がつとめるといった交替制がとられ、また、孟蘭盆会も、新盆は妙蓮寺、旧盆は安養寺とに分けられていた。雄鹿原では、信徒の都合を考えたのこともあるが、各戸の寺檀関係を離れ、両寺に対してバランスがとられていた。

それでも、山廻家では、隣でもあり、祖母が存命中でもあることから、妙蓮寺への参詣は、日記が不完全な昭和二年、五年、七年、一五年を除くと年一〇回を下ることはなく、昭和九年が最も多い。この年は、年始、盆、年末はもちろんのこととして、降誕会、戦死者追弔会、永代経仏事、仏教講話、御用僧入来等で参詣し、一七回に及んでいる。先住夫婦三三回忌には妻と二人して招待を受け、妻も報恩講に三度参っており、都合二〇回となる。妙蓮寺からも、年始・年末のほかに、初仏事、お茶講、藤藏、幸市、幸枝の法事に参っており、若院夫婦の新年招待を入れるとトータルで七回となる。昭和三年も、年始、年末はもちろんとし、春の彼岸会、奉弔会をはじめ、事ある毎に参詣し、一〇回も出向いている。妻のチサヲも、年始に招待されたほかに三度参詣し、年末には嘉作と連れ立って挨拶に行き、「のり二帖」を贈っている。妙蓮寺も、年始に嘉作家へ出向き、年玉と餅一重ねを贈り、嘉作の病氣見舞いにも来、その夜、若院が一泊している。このように、妙蓮寺との間には、単なる寺・檀徒関係を超えたものがあつた。山廻家では、政所家や深井家とともに、妙蓮寺を寄合先関係と呼んでおり、二〇回、一四回の参詣にある程度それが投影されているとみても不当ではない。山廻家が代々篤信の家であり、寺院との姻戚関係があつたし、現に、嘉作の亡妻や妻チサヲの母は寺院の出であり、チサヲの弟二人は住職である。そうしたことが、隣であることに加えて、関係を深くしていると考えることができる。

ところが、安養寺への参詣は、降誕会などの改まったときに限られてきており、多い年でも、昭和一二年の七回で、以下昭和三年、一七年の六回、八年、一一年の五回と続いている。ただ、妙蓮寺の場合に多くみられた一般の参詣が少ない。それでも、年始には欠かさず出かけ、病氣、見舞い、葬儀などには必ず出向き、亡妻ミサヲの法事には安養寺に法要を頼んでいる。

芸北一山村の家族と親族

安養寺に代わって参詣や山廻家への勤行に加わるのが、刈屋形の専光寺と芸北町八幡の最勝寺である。専光寺へは、遠方であることもあって、多い年でも、昭和八年の三回で、次には二回の参詣が昭和二年に一度あるだけである。もっともこのときには一度泊っている。八年が多いのは見舞いと葬儀があったことによる。昭和の初めは、年始に出かけていたが、それも昭和五年には代理で済ませ、その後は、昭和八年にあるだけで、あとは出向かなくなっている。結局檀那寺へは、五月の永代経法会に参詣するのがお決まりの年中行事となり、他には、葬儀などのときに参るだけになっている。それも昭和九年までは、チサヲも八回参っており、嘉作が出かけた回数と同じである。それに泊りがけでの参詣が少なく、チサヲ、嘉作ともに一泊したのが一度だけである。家族連れの参詣も、昭和七年、チサヲが幸枝を子守同伴で参った一ケースにすぎない。また、参詣そのものが減少過程を迎える点では、次に取り上げる最勝寺の場合と好対照的である。専光寺からの来訪も、多いときでも、昭和四年、七年の五回で、次にくるのが昭和三年の四回で、しかも一度しかない。昭和七年が多いのは、久城専光寺の亡父の供養、養女幸枝の葬儀、三五日、四九日法忌を勤行したためである。その後は、かつてあった年始時の初座勤行やお茶講行が次第になくなり、報恩講の勤めだけに収斂していったのである。戦争の激化に伴い、山廻家の永代経法会聴聞、専光寺の報恩講勤行のワン・パターンの繰り返しに終始することになったのである。このように、参詣回数が少なく、それも減ってきているが、永代経御鉢料は、昭和四年では、安養寺が五〇銭、妙蓮寺が八〇銭であるのに対して、専光寺は一円五〇銭である。また、昭和一七年は、五月の永代経法会には、安養寺の一円五〇銭に対して妙蓮寺、専光寺とも一円五〇銭、翌一八年は、安養寺、最勝寺へ永代経に一円七〇銭を包んでいるのに対して専光寺へは、亡父重市の永代経に五円、御鉢米料その他に一円五〇銭、それに寄付五円、計一円五〇銭を納めている。直接的な比較はできないまでも、檀那寺の持

つ重さ、また、それへのコミットメントをみてもあながち不当ではあるまい。

最勝寺へは、昭和八年、とくに一六年以後に参詣が多くなっているが、どちらかといえば、親類関係を通して生まれた新しい関係である。それに、嘉作にとって牛馬診療の区域内だけに寄りやすいこともあって、比較的よく参っており、昭和八年の一〇回をトップに、一七年に八回、一一年に七回、そして一八年に五回出向いている。チサヲも、昭和一二年に五度、一一年に四度、七年に三度参っている。その点、嘉作の方が最勝寺に行くのが多い。ただ、チサヲの参詣は、ほとんどが泊り込みである。最勝寺、専光寺両院からの勤行も、昭和八年までは、専光寺が多い年には五回から三回あり、それ以後は、最勝寺が多く、多い年には七回（昭和八年）から六回勤めに来ている。泊り込みも多い。そのなかで、最勝寺は、どちらかといえば初座や山廻家が特別に営む仏事、例えば、茅原敏紀の四七日法会（昭和一五年）や一周忌法会（同一六年）などを勤行している。親類なるが故の依頼であったということができる。この点、専光寺が報恩講を勤めるのと好対照的である。

なお、政所では、惣の報恩講、お茶講、尚徳社追弔会、各戸では、年忌法要、報恩講が行われているが、それらへの参加状況は、多い年で昭和一七年の一五回、比較的日常が整っている年で、普通一〇回程度の参加がある。そのうち嘉作が出かけたのが多いのが五カ年、チサヲが多い年が三カ年で、参加は、どちらか一方に必ずしも固定していない。行事例については後述するが、一般に、昭和八年までは、チサヲはどちらかといえば、お茶講に出る機会が多く、報恩講は総じて嘉作が出ている。

嘉作は、以上のごとく、戦時体制下、しかも多忙であったにもかかわらず、寺院へ足しげく参詣しているが、地元関係寺院だけでなく、出広の際にも時間を割いては、徳応寺（昭和二三年）、明教寺（昭和一七年、一九年）へも参

芸北一山村の家族と親族

っている。昭和一八年五月一日には、念願の両派本願寺に参り、西大谷に藤井家三人、東大谷に祖父と養女の納骨をし、その後、山科の両市坊、蓮如上人墓所を訪ねた。翌一九日も、両派本願寺に参拝し、藤井の永代経を納め、惣会所の説教を聞き、その際、「蓮如上人御一代聞書」「六尺道場法話集」「石山法難の前後」を購求して、帰途についている。また、広島でも二一日別院に参詣し、宗祖誕生会に出ている。この日は、山本聯合艦隊司令官戦死が放送された日であり、戦局多難なときである。京都でも「定食ノウドンハ殆ド汁ナリ」といった厳しい状況下にあった。そうしたなかで、嘉作は自らの信仰を深めていったのである。

神社参拝、氏子惣代会への参加も雲耕時代にもまして増えてきている。もっとも、昭和五年までは、多い年でも七回程度にとどまっていた。それが八年以降は、一〇回前後が一般で、多い年（一三年）で一三回を数えるに至っている。大正末期から昭和初期にかけて、被合併社（大蔵神社）の分離、独立、それに伴う氏子問題が起きて、神社祭祀は衰微していた。そのため、深井の第一分家である淀江や本家の茅原兄、それに嘉作が加わって、昭和三年に拝殿、幣殿を、翌年に内鳥居を改築し、昭和七年にも御神幸所を移転して四間道路を貫通させ、それに並行して、御神幸橋の改築、大メ柱を建立した。また、祭典復興のため、昭和五年から、秋の新嘗祭りに雄鹿原農会主催の勸農祭を併せ、翌年には子どもの千代神楽、大和神楽を奏上することにした。さらに、馬匹改良の機運に乗って、氏子一八カ村の最優良馬を御神幸馬に定めたことから、祭典も盛大に向かい、一五年には、二、六〇〇年記念事業として、参道を拡げ、御神幸橋の架け替えをして面目を一新した。戦争体制の深化と国家神道の鼓吹がその背景にあったことはもちろんである。

祭典は、祈念祭（三月）、夏祭（土用の日）、例祭（九月）、新嘗祭（十一月）の四回で、例祭と新嘗祭が中心であ

った。例祭は、祭日が九月二九日で、その前日に前夜祭、祭典当日に大典、御神幸式と神楽奉納があり、昼間には奉納角力、夜は芝居などが興行されて盛大である。嘉作は、すべてに出席しており、昭和九年を例にすると四日になる。新嘗祭は、一月二三日が祭典で、二二日に部落単位の小祭りがあり、当番組では、その前日から準備に入り、その日は注連柱建立と神楽が奉納され、二二日の大宮祭典では、午前に勸農祭、午後に新嘗祭と注連柱建立奉告祭が執行されている。嘉作は、昭和九年の例祭で祝詞を述べ、一〇年から一二年までの三年間、新嘗祭に供進使として参向し、祭祀面でも中心的な役割を果たしている。しかも、氏神祭祀も、次第に戦時色を強め、昭和一年には、新嘗祭で、軍人会勅語奉戴式、郡農会、品評会褒賞授与式、共進会出品馬褒賞授与式が行われ、二年の八月九日には在郷軍人会主催の国威宣揚祈願祭が大宮で執行され、二度の戦勝祝賀提燈行列最後のクライマックスも、場所は氏神の境内であった。かつて、氏神は、聖なる祭典への参加を通して氏子としての自覚を高め、村人としての一体感を高めるとともに、催物を楽しむ憩いの場所でもあった。嘉作も、例祭では、活動写真、芝居を観覧し（昭和九年）、小祭りでは、翌日午前四時まで神楽を楽しんでいた（一〇年）。それが、戦時体制の締め付けと同時に、総動員体制を支える精神的支柱として、村人の体制への一体感を高める統合的役割を担うに至った。それだけでなく、新嘗祭には氏子とはもとよりとして、在郷軍人会分会、氏子惣代、農会、それに行政が神社に集い、戦争一本への誓いを新たにし、一つになる機会でもあった。ほかならぬ嘉作自身も、供進使であり、氏子惣代であり、かつ軍人会分会、農会（副会長）のリーダーでもあった。つまり、戦争目的の一本の求心的体制を自らに具現した体現者であった。その意味において、嘉作は大きな役割を果たしたといえることができる。その反面、祭典自体は簡素化され、祭日も一九年の例祭をとると、小祭りを含めて、二日に切りつめられ、戦争の厳しさを反映している。

政所の行事参加でまず注目されるのが、嘉作の轟尚徳社社長としての働きである。嘉作は、昭和七年二月から一八年七月まで、社長を務め、昭和一〇年、農業作業場設置に補助金交付があることを活用して、補助金二百円の交付を受け、不足金六百円を社有財産より補い、合わせて神社拝殿を四百円でもって再建立している。夫役はすべて各戸奉仕による。それによって政所のいわゆるコミュニティ・センターとしての共同作業場と共同体の一体感を強める精神的支柱ともいふべき氏神とが同時に完成した。政所は、村として新たに装い替えをした訳である。しかも、戦時体制への求心化は政所を外から大きく再編強化することとなるのである。

政所は、既述のごとく新年の互礼会をはじめとして、消防組の出初め、尚徳社総会、尚徳講、泥休み、祇園社小祭り、馬御前祭り、泥落し、道直し、宗教行事としての尚徳社追弔法要、惣の報恩講、お茶講、お小寄り等があることから、参加の機会が多く、記載洩れもあるが、昭和一七年の一〇回をトップに、三年八回、五年七回と続いている。

しかし、昭和当初は部落組寄りにはそれほど多くなく、昭和五年でも三回程度であった。ところが、昭和一四年の常会設置後、常会、寄りが急増している。いま、設立当初の常会を「日記」によってみると、一月二七日「当部落常会開催、助役及組合長来臨、特別助成及時間勵行ノ件談話アリ」とあり、四月二五日には「午後九時開催、欠席〇〇、〇〇、〇〇遅参、靖國神社崇敬、天長節奉祝ノ件、國旗掲揚台建設ノ件」と記されており、フォーマルで固苦しく、議題も時局に即していることが明らかである。嘉作もそうしたリーダーの一人で雲耕部落常会などに出席して講話している。これに対して寄りは、六度開かれてはいるが、肥料分配、診療所道路の出夫割当てなどが行われている。実務的な問題処理が行われているといつてよい。しかし、その後は、常会は毎月八日が定例とされ、一方では供出、配給、出征留守家族の援助などの仕事が増えたため、集会の機会がますます増え、昭和一六年には、一三回開かれ、一八年

のときは、一九回も出席している。妻のチサヲ日記は、記載洩れが少ないだけに、それによると、昭和一七年には、寄りに二〇回、常会に八回出席し、尚徳社集會に七度も出向いている。もともと、この年は、尚徳社持山処分の件で會合が度々持たれたため例年になく多い。常会、寄りの内容は明らかでないが、常会では小作料割引、出征餞別、増産奨励、婦人貯蓄組合等について話し合われ、一度は、安養寺を招いて講話が催されている。寄りに、シンガポール陥落祝賀會、祭りの準備、配給等で寄り合っている。だが、地域的協力が強調されながらも利害調整が難しく、昭和一六年は林道改修出夫問題で寄りが、午前三時半、一八年は供出米割当てでもめ、朝二時までかかり、一月八日の供出米問題では「翌朝五時半に至る」と記されている。問題解決は、それほど容易でなかった訳である。したがって、寄りとくに常会には、嘉作が出席することが多く、チサヲはどちらかといえば補助的で、一六年では一回、一八年には二回出席し、一七年については常会はずべて嘉作が出、寄りは不明が三あるが、嘉作八回に対してチサヲ九回である。つまり、常会出席は、嘉作の役割となっており、寄りが臨時開催であるのに対して、常会はフォーマルであり、家を代表して出るのが一般であることを反映したものとれる。その点、寄りやお茶講については、年によって嘉作の出席が多かったり、少なかったりして、役割はどちらか一方に必ずしも固定していないのと好対照的であった。

村仕事への共同出夫、いわゆる共同扶役も政所には多い。厳しい自然的、社会的条件に対処するには、強靱な共同的結束以外に手立てがなかったからである。共同出夫が多いのも一つの必然であった。昭和一一年二月二七日、二・二六事件で東京は戒厳令下におかれたが、政所では三月一日「前夜来柔ラカキ雪約二尺積リ屋根ニツカへ各ヲ以テ雪除キニ従事ス」状態にあり、翌二日も「本日モ降雪止マス積雪量六尺ニ及」んでいる。高冷地山村の厳しさが政

表Ⅱ-10 共同出夫（代理者）表

（昭和9年）

（昭和10年）

村 仕 事 名	人役	村 仕 事 名	人役
造 林 地	6	診 療 所 作 業	5
御 旅 所 地 ならし	1.5	除 雪	1
グ ラ ン ド 出 夫	2	惣 出 の 山 焼 し	1 ※
雪 掘	1	道 直 し	1
道 打	1	合 計	8
辻 田 植	1	註 ※は留守番である。 昭和10年については亀山八幡宮の石引出夫 10 人役があるが、詳細は不明である。	
辻 草 取	1		
共 同 作 業 場	19		
合 計	32.5		

所にあった訳である。田植えや収穫前の道直しや最寄りの溝さらえはもとよりとして、除雪作業、その後の電柱立てや道土引きは、政所では重要な扶役の一つであり、また、出夫を多くする要因でもあった。一日ないし二日の除雪作業や電柱立ては恒例のことであり、昭和一六年には三日出役し、昭和一一年、一九年のごときは、消防組の出動を必要としている。ほかに、「惣出の山焼き」（昭和一〇年）や林道の道打ちも共同扶役であり、昭和一七年には、チサヲは林道工事に六日出ている。それに出征家族の見舞い田植えや援助稲刈りもはや年中行事であり、昭和一七年の共同出夫は二〇人日にも及んでいる。その上、政所に伝統的な田植え、手間換えへの労働力提供は、すべてチサヲであり、昭和三年から九年にかけては五日から一〇日の手間を出し、平均七・七日、一八年も一〇人日の手間であった。出夫もすべてといってよいほど、チサヲの肩にかかっており、チサヲが「一日中苦シキ日ヲ送り、夕食後、身体ニ無理ヲシタルタメ腸痛ニテ困リタ、アーアコンナニ、身体ヲコハスノモ誰ノタメ……知ツテクレル方ハ神佛ヨリ外ニナシ」と嘆いても不思議でもない（昭和一七年度日記）。嘉作が病弱である上に、公職にあり、しかも二人の労働力では、手間不足になるのも当然であった。いま、昭和九

年についてみると、表Ⅱ-10のごとく、三二・五人役の仲間を近隣の労働力に求めている。昭和二〇年度もほぼ同様であり、共同扶役は、主役の妻だけでは足りず、農業生産同様近隣の労務提供に依存しなければならなかったのである。しかし、このことについては、近隣組織のパートで改めて取り上げることにした。

なお、嘉作の雲耕報徳社との関係は、社長は辞任したもの、その後も続き、総会には事情の許すかぎり出席し、また、報徳社事業報告書作成の相談や点検の委嘱（昭和一五年）を受け、昭和一三年には、雲耕報徳社定款変更の書類を作成している。一七年のごときは、三回も出ており、一回は創立三〇周年記念式典への招待であり、感謝状を贈られている。この報徳社との関係は、戦後も続き、嘉作は、経済的に報徳社の世話になるのである。

(iv) 親類関係

嘉作の山廻家入夫によって、近隣、親族、カナ親カナ子関係は、雲耕時代とは違った新しい展開を呈示することになる。山廻家は、農業に従事し、小作地を貸与していることから、所有経営関係をめぐって近隣農家と密接な関係を結んでいる。また、山廻家には先代からカナ子があり、嘉作も二人のカナ子を契約子にしたことから、雲耕時代とは違ってカナ親としてカナ子と交際することになる。それに、妻のチサヲは山廻家の一人子であるが、住職の弟が二人おり、母も寺院に再婚して入っていること、祖父の養女も寺から入っており、叔父、叔母はこの二人であることから、親類交際も雲耕時代とは違ってくる。もともと、嘉作の親族は雲耕時代と同じであるが、しかし、それも嘉作の政所転居によって交際内容には違いが出てくる。こうして、嘉作の交際範囲と内容は、新しい様相を呈してくるのである。

表Ⅱ-11 カナ親との往来関係

旦那層 年 度	深 井	淀 江	政 所	麦 生
昭和 2年	3	4		
3年	10 (3)	9 (2)	1 (1)	6
4年	23 (5)	8 (2)	1 (3)	
5年	6 (3)	8 (2)	9 (3)	1
7年	4 (7)	1	2 (2)	2
8年	9 (4)	3 (1)	2	3
9年	7 (4)	2	2	2
10年	6 (4)	8 (3)	2	1
11年	16 (3)	19 (1)	4	1
12年	16 (2)	3	2 (2)	4
13年	1 (3)	3	1	
14年	1		5	1
15年	1		1	1
16年	0		4	1
17年	15		2	
18年	1		1	
19年	1	1	1	

註 ()内は旦那衆の嘉作家訪問回数である。

まず、カナ親カナ子関係から分析に入ると、カナ親深井徳太郎は、すでに死去しており、往来は雲耕時代ほどではない。しかし、それでも比較的頻繁である(表Ⅱ-11)。日記の記載の仕方にもよるが、昭和一二年までが目立って多く、とくに昭和四年の二三回をトップに、一一年、一二年が多く、本家をはるかに凌いでいる。しかし、一二年以後は、葬儀が二度あった一七年を除くと少ない。出入りの多くは、妻のチサヲで、四年の場合、田植(二三日)、稲刈り(六日)、それに、後室の病気を泊り込み(三泊)で看護している。一一年、一二年も、田植の手伝い(ともに八日)が多い。これに対して、嘉作は、年始や年始返しのお招待、歳末の挨拶がほとんどである。その点、どちらかといえば、フォーマルである。それでも、一一年には、六日間も留守番に行き、一二年は葬儀で二泊している。とくに後述する藤井家の引き

取り問題では、深井家当主に再三相談して意見を聞いており、家庭問題かとも思われるそれも、徳太郎の後室に心中を打ち明けている。同一組内で寄合先関係にあることもあるが、同一関係にある政所家に比べても多いことから、深井家との間は、それ以上のものではあった。とくに歳暮を送った年数はトップで、この点では、本家をはじめ、叔父の藤井家をも上まわっており、妙蓮寺とはほぼ同じである。その点でも政所家とは違っている。夫婦二人が、深井徳太郎のカナ子であったことが、そこに現われており、この関係が、歿後も後室との間に持続されているとみることもできる。チサヲは、幼い時からのカナ子であることもあって、深井後室を「小母さん」と呼び、養女の幸枝を連れて遊びに出かけており、形見分けにもあずかっている。一方、嘉作は、日記に「深井後室」、「深井御内室」と記載しており、出入りの性格にも伺われるごとく、多少フォーマルである。二人の間には、カナ親の受け止め方にあるいは違いがあったかとも思われる。いずれにしても、カナ親カナ子関係には、親子の情にも似たアフエクティブな面と擬制的な面があることを伺わせている。

ところで、深井家からの来訪は、多い年で七回ないし五回であり、嘉作家からの出入りに比べて多くない。それでも雲耕時代に比べると増えており、昭和七年のごときは、嘉作家を上回っている。もっとも、この年は、年始、報恩講はもちろんとして、正月呼びや法事等で四度招待されたことによる。とくに年始で招待されたのは、深井家が一番多い。それに反して年始に深井家から出てくることは余りない。二度程度である。やはり親方としての格式の違いが、そこに働いているともとれる。なかでも報恩講への招待は、妙蓮寺を除くと、本家の茅原と叔父の藤井だけである。その意味において、深井家は、親類として遇されていたということができる。政所と次に取り上げる淀江は、寄合先関係であるにもかかわらず招待されていない。その上、嘉作も昭和九年、はじめて深井家の報恩講に招待される

芸北一山村の家族と親族

に至っている。カナ親カナ子関係の重さと嘉作の地位上昇をそこに読み取っても不当ではあるまい。

なお、深井家の第一分家の淀江とも深井家に次ぐ往来があり、麦生家との往来が急速に減るのと好対照的である。淀江家へは、多い年では、昭和一七年の一九回と四年の九回があり、一七年のときは、深井家を凌いでいる。ただこの場合も、妻や祖母の出入りが多く、祖母が五泊し、妻が二度（二泊三日、一泊二日）泊っており、気安い往来であつたようである。また、嘉作も診療所関係で三度出向いている。三年の九回、四年の八回も、嘉作は、年始と招待と見舞い二回だけで、あとはほとんどがチサヲである。しかも、淀江家からの来訪は少ない。

さて、昭和二年元旦、嘉作が吉田屋当主の年始の挨拶を受けて昼食をもてなし、親方として政所時代をスタートしたことに就いて触れたが、先代はすでに四年前に死去していたにもかかわらず、挨拶に来て交際を続けている。その点、深井家の場合と同じであつた。なお、先代にはほかに亀山に一人のカナ子と中租（二人）、大元（一人）にかつての奉公人が三人がいたが、四人とも娘であつた。ただ、雄鹿原では、カナ娘の呼称はなく、すべてカナ子と呼んでいる。吉田屋は、まずカナ子の夫である当主が、年始挨拶を済ませ、その後、カナ子が姉妹（昭和一七年）、娘（昭和二年、四年、七年、一七年）などを連れて挨拶に訪ね、一泊二日（昭和四年、七年、八年）したり、二泊三日（同三年、五年、一〇年）するのが例であり、家族ぐるみの訪問であつた。昭和一一年にも、年始招待の接待のため手伝いに来て泊っている。たしかに、最初にカナ子の夫が挨拶に来るあたりに、また「十時頃吉田屋老人来宅、型ノ如ク食事、十一時半帰ル」（昭和六年一月二日、「日記」）に「フォーマルなパターンを見ることができが、それでも、交際にはアト・ホームなくつるぎが感じられる。事実、昭和三年の日記によると、「一月三〇日、吉田〇〇見舞ニクル」、「三十一日〇〇、会社（電気）ニ玉ヲカヘテモラウ、先生午后六時頃診断ニオ出タリ、〇〇ト二人デ薬取リニ行ク」と

あり、昭和一三年の日記にも「一月二十七日、晩ハ勝、〇〇ト三人デ花合セスル」とある。嘉作夫婦に子どもがないこともあるが、幼いときからの出入りであったことも関係しているかと思われる。そうしたなかで、嘉作は、昭和八年一月、カナ子の娘を自分のカナ子にしている。二代続いて山廻家のカナ子になったことになるが、気心の知れた間柄であったことが大きな機縁で、譜代の固定した関係ではなかったといわれる。そういえば、昭和四年に、娘一人で盆礼に訪ね、五年年末にも初穂と養女迎えの喜びを一人で持参している。カナ子になった昭和八年には、そば粉を持って年始に來たのをはじめとして、留守番に一泊し、露を持参して畑仕事を手伝い（二日）、盆（一泊）にも訪ね、一二月の報恩講を手伝い、歳末に餅一重ねを持参している。都合七回で、延日数にして九日間滞在したことになる。その後も、年始には、一泊ないし二泊しており、昭和一〇年、チサヲが病氣したとき、延べ六泊八日の看護をしている。それに、格別用事のないときにも訪問している。その上、吉田屋は、山廻家の数多い年始挨拶のうち、政所時代では一番多く来訪し、それも、餅一重ね、黒豆一升とかそば粉を挨拶代わりに持参し、見舞いに五度（餅、薪、イチゴ水など持参）、歳末にも五度訪ね、餅一重ねや大根などを贈っている。

杉山家（旧奉公人）からの出入りも少なくない。むしろ、昭和三年、四年、一一年のごときは、滞在日数で吉田屋を凌いでいる。滞在期間が長いことや訪問回数が多い訳である。昭和三年は、五泊（雇い）しており、一一年も四回泊っている。しかし、この年も来訪七回のうち五回が雇いでペイされており、被傭が来訪の機会になっている。他年度でも、田の草取り、病氣、年忌法要、稲刈り等で八回程雇われている。たしかに、農繁期に泊り込みで働いてくれる出入り人の存在は、人手のない山廻家にとって貴重であり、また、女性であることから、留守番や報恩講、お茶講などの来客が多いとき、台所手伝いができるだけに有難い存在でもある。しかし、金銭支払いである。その点、吉

茨北一山村の家族と親族

田屋とは大いに違っている。また、年始にも六度訪ね、四泊しているが、自分一人、ときに娘を連れた来訪であり、見舞いにも来ているが、盆礼や歳末の挨拶がない。杉山家の来訪には、吉田屋にあったフォーマルで律義な儀礼的側面が弱い。後述することくアフレクティブな側面も強く作用しており、一概にそうだと言い切れないにしても、出入

表Ⅱ-12 カナ子との往来関係

	吉田屋	杉山	新宅	皆田屋	森岡
昭和2	2回 2日 2人		1回(年末)		
3	4回 1泊5日 8人(2)	4回 6泊10日 4人	1回1泊(見舞い)	3回(年始、餅つき手伝い)	
4	5回 2泊7日 6人(1)	5回 2泊8日 5人(1)		3回(報恩講、餅つき手伝い)	1回(見舞い)
5	5回 2泊7日 5人	3回 2泊5日 3人(1)	1回(見舞い)	1回(見舞い)	
7	3回 1泊4日 4人	2回 2泊4日 2人(1)	1回(年末)	1回(葬儀)	1回(年始)
8	8回 1泊9日 8人	1回 1日 1人(1)	1回(年末)	1回(年末)	1回(泊)
9	6回 6日 7人(3)	8回 4泊11日 9人	1回(報恩講手伝い)		
10	6回 2泊9日 6人				
11	7回 3泊10日 7人(6)	2回 10泊3日 2人(3)			
12	3回 2泊5日 3人(2)	4回 1泊5日 4人	2回1泊(年始、彼岸)		
13	5回 2泊7日 5人	(4)			
14	1回 1日 1人(1)				
15	3回 3日 3人(1)				
16	2回 1泊3日 2人				
17	2回 1泊3日 4人				

註 吉田屋、杉山の()内はカナ親の訪問回数である。

関係の実態を端的に表現している。もっとも、他のカナ子や奉公人に比べると、生活連関が強く、生きた生活関係で活性化しているともいうことができる。

なお、いま一人のカナ子については、年始は昭和一二年に一度来たきりであるが、年末には餅一重ねやこんにゃくを持参して三回（昭和二年、七年、八年）挨拶に来、見舞いにも二回（三年、五年）、餅一重ねをもって訪ね、一度は一泊している。また、昭和九年には、報恩講を手伝って一泊し、一二年にも年始のほかに彼岸に餅一重ねを持参して来泊している。生活連関はないが、亀山在住であるにもかかわらず、儀礼的な性格を多少とも残していることは注目される。戦後この関係が一時再生される一因もここにあるといつてよい。他の二人は出入り関係で、一人は中租に住、昭和三年に年始に来、四年には畑仕事を四度手伝い、報恩講や年末の餅つきを手伝っているが、支払いを受けている。少なくとも昭和四年については、出入りは少なくない。その他、昭和五年には幸枝葬儀、七年には見舞い、そして九年には年始に来ている。しかし、往来は、昭和九年でストップしている。残りの一人も、隣部落の中租に住んでいるが、昭和四年、九年に見舞い、一度泊っただけにとどまっている。それに、交際のあった年数も、三人のうち最も短い。このように、亀山のカナ子の場合、カナ親カナ子関係は、消滅過程にあり、カナ子は、生活儀礼の折節に改めて思い出したかのごとく間歇的にカナ親を訪ね、潜在しているカナ親カナ子関係を表出させている。一方、二人の出入りは、昭和九年以降絶えているが、杉山家の場合、金銭払いという形をとり、その意味や形を変えつつあるが生きていることができる。生活連関は深い訳である。

他方、山廻家からは、嘉作が自ら出向くケースは少なく、吉田屋へは、年始招待（四回）とお礼返し招待以外は、仕事の途次に立ち寄った二回と葬儀の一回で、杉山家へも、病氣見舞いと四九日法事に行っただけである。嘉作

の場合、吉田屋への年始招待にもあるごとく、フォーマルな付き合いの性格が強い。もっとも、自分のカナ子が浜田で入院治療している際には、わざわざ見舞いに出向いているのは、注目されてよい。たんなる儀礼を超えたものがあるからである。それに比べると、チサヲや祖母は比較的气楽にたずねている。なかでも、祖母の場合とくにそうである。チサヲは、吉田屋へ、年始（二回）、招待（二回）、法事、葬儀、訪問（各一回）で都合七回出かけ、奉公人の杉山家へも、年始、招待、子悦び、見舞いにそれぞれ一回訪ね、葬儀に三日出ている。改まった訪問の嫌いもあるが、カナ子家へ出かけるのは、妻の仕事であることの一端が分かる。ところが、祖母になると、カナ親の妻であることもあって、吉田屋へ二回、杉山家へ四回出かけ、とくに杉山家の場合、すべてが泊り込みである。それも多いときには、五日間滞在している。二泊も一度ある。全くインフォーマルで、娘のところへ行くような気楽さであった。行ったらいつ帰るか分からない「祖母今日モ帰ラズ」（日記）といった訪問であった。遠方であり、女同志の気楽さ、それに夫もよく山廻家へ出入していたことが、そうした現象を結果したともいえる。しかし、この家とも、奉公人死後、往来が減ってきている。戦争の影響もあるが、出入り関係には連続があるといっても、ここいらに限定できるといえるようである。他の三家への往来も、一家に二度訪ねただけで、二家のごときは、昭和九年以後、往来が途絶えてしまっている。その点、カナ親カナ子関係が再生産されただけでなく、カナ子の妹にまで拡げられ、戦後に入ると交際そのものが拡大、再生産されていく吉田家とは好対照的であった。

嘉作は、昭和八年、吉田屋のカナ子のほかにもう一人カナ子をとっている。「日記」によると、一月二十九日「晩ニハ〇〇〇契約子ノ印ヲナスニ付一男君〇〇〇ヲ連レテ来ル」とあり、簡単に記述されている。事実、当時の慣行としては、酒一升を持って、親が子を連れて挨拶に行くのが一般であったといわれる。なお、契約子という表現は、村

人の説明では、聞いたことはあるようだがなじみがないといい、カナ子との間に区別があったかどうかは不明である。この娘をカナ子にしたのは、養女と仲良く遊んでくれ、嘉作夫婦をお父さん、お母さんと呼び、チサヲも可愛がっていたからだといわれる。たしかに「チサヲ、幸枝へ清丘ニ行ク」(昭和七年一月二日)といった記録もあり、七年の年始客招待にはこの子も招待されている。当時清丘家は、山廻家へ小作米三斗八升を納め、年始客やお茶講等の手伝いにも来ていた。しかし、当時山廻家へ出入りしたり、奉公に入った娘も少なくなかった。それに清丘との関係は、むしろ昭和八年以後の方が多い。九年のごときは、一二回に及び歳末もこの年からはじまっている。その上、カナ子の父は、当時村会議員であり、家柄も親方格の家であった。その意味では、カナ子の場合、親子成りには、かなりアフェクティブなものが働いていたとも考えられる。それに、カナ子在山廻家に入りましたのも、昭和一年の報恩講の手伝いからで、その翌年と一六年にも手伝っている。また、チサヲは昭和一四年には、カナ子を連れて政所の梶前、雲耕の茅原へ年始にでかけ、カナ子もこれまで母と一緒に来ていた年始を一八年からは一人で訪ねて泊まり、波佐村の水害見舞いにチサヲの伴をし、一九年、チサヲが病臥したときも看病している。しかし、それよりもむしろ、家同志の往来が、これを契機に活性化し、昭和九年には、田植えの協助が他の組内よりも最も多く、また、この年には、「諸口二丈、餅一重ね」が歳末に届けられている。年始も昭和五年以降続いていたが、一一年からは、清丘家が、嘉作夫婦を招待するようになっていた。とくに、昭和一七年以降、嘉作家が清丘家の報恩講へ招待されるに至ったことは、交際に厚みが加わったといつてよい。深井一山廻家との同じ関係が早い時期に実現されたということも可能である。それに、嘉作の晩年の生活は、このカナ子夫婦をはじめ吉田屋のカナ子夫婦の好意を存分に浴びることになるのである。養子、養女問題で苦しまねばならなかった嘉作夫婦にとって、カナ子との関係は、オアシスであ

第13回 家族と親族

表Ⅱ-13 夫方親族との往来

年次	親族 往来		茅 原		平 田 屋		加 計		沖 中		仲 潤		市 原		上 河 下		下 手	
	往	来	往	来	往	来	往	来	往	来	往	来	往	来	往	来	往	来
昭和 2 年	3	3	2	1	1				1	1	1				1		1	
3	7	4	4	3	3				3	4	2	4	2	1	4			
4	3	3	5	3	1				5	2	2	4	1	3				
5	2	5		1		4			2	4	1	5	3		1		1	
7	3	3	3	2	1	3				2	5	1	1		1			
8	9	3							1	1	1		1	2			2	
9	3	5					1		1			1					1	
10	3	2											1				1	
11	5	4								1			1				1	
12	3	2			1								1	2			1	
13	5	7		3	2	1			1			2			1		1	
14	1	2					1										1	
15	4	1																
16	8	2			4				1									
17	10	4	1		3	1			2				1	1		1		
18	2	1	1		2				3		3							
19	6	2			2				4		2		1					

ったということが出来る。同じ他人でも、養子のごとく相続、扶養の問題が絡まないだけに、それにカナ子が娘であつたこともあつて、親子の情にも似た擬制的關係が維持しやすかつたともいうことができよう。關係そのものにフレキシブルティや適応性があるとも換言できる。

さて、親類交際である。嘉作の政所転居によつて、嘉作方の親類との交際が減つたことは否定できない。兄である茅原との往来も、雲耕時代に比べると大きく減つている（表Ⅱ-13）。転居当初の昭和二年のときは二回にとどまり、三年も七回である。それでも、昭和三年は、年始（二回）、見舞い（二回）、手伝い、盆礼、歳末に向向いており、少なくとも年度に入っている。多い年でも、昭和八年の一三回が最多である。この年は、あるいは家庭問題かとも思われる問題で、嘉作が茅原に歸つたことによる。問題そのものが深刻で、深井、淀江二人の旦那の力だけでは収拾できず、結局、二人の親元である大和屋の執り成しで解決したが、嘉作にとつて歸るべき家が本家であつたことは明らかである。たんなる往来回数で計れないものがそこにある。出向いたのは、嘉作がほとんどで、チサヲは、嘉作と年始に出かけたときだけである。次に多い昭和一七年も、一〇度出かけ、姪の法事や報恩講、それに鍛冶屋の法事に出た際茅原へ立ち寄り泊っている。三度泊つたことになる。また、嘉作は、一六年には兄の娘の葬儀、四九日法事、戦死した名付子の一周忌参り等に出かけ、この名付子の四九日法事や一周忌法要を、兄を招いて自宅でも営んでいる。一九年も六度出かけているが、戦病死した長男に代わる後継ぎ問題の解決に奔走したのがファクターである。ところで、そうした訪問で注目されるのは、嘉作の病気が重く、治療が長びいた昭和五年、一年を除くと、嘉作の訪問が多い事実である。記載の違いによることもあるが、三対一である。多忙であるにもかかわらず、本家との交際は、嘉作が主役であるといつてもよい。本家には比較的良好よく泊っており、嘉作にとっては行きやすい大事な親族で

あった。さらに注目されるのは、日記の記載が簡略になったこともあって、全般的に往来が減ったなかであって、本家訪問は、比較的コンスタントであり、どちらかといえば、昭和一六年以降は増えている。本家に不幸や悦びごとが続いたことにもよるが、同じ兄姉の家でありながら、本家訪問が多い事実とともに、本家の占める重要性を端的に表現している。

一方、茅原本家からは、昭和一三年が七回と最も多く、少なくともこの年に関しては、嘉作夫婦の訪問を上まわっている。しかし、あとは昭和五年、九年の五回が続き、以下昭和三年、一一年、一七年の四回がある程度である。多いとは決して言えない。それでも他の兄姉に比べると多いのも事実である。昭和一三年は、兄が年始めに招待されたのを最初に、病氣見舞いに二度訪ね、妙蓮寺参詣の途次（二回）立ち寄り、炭を二度運んでおり、ほかに、長男の嫁が、子悦びのお礼に子どもを連れて顔見せに来ている。昭和五年も、兄は、年始やミサワの法事、それに病氣見舞いに新米を持参しているが、娘とその子どもも訪ね、長男の嫁も髪結いに来ている。その意味では、交際は開かれているといつてよい。ただ、ここにも明らかなごとく、病氣見舞いが訪問回数増加につながっており、本家からの嘉作家訪問は、年始と報恩講を中心として、歳末や病氣見舞い、それに妙蓮寺参詣途次の来訪といった、別にこれという用事のない訪問がわずかに加わるパターンを繰り返している。因みに、本家の年始訪問は、昭和三年から一九年までに一一回を数え、報恩講参座（七回）とともに最も多い。

ところで、数少ない往来ではあるが、嘉作は、そうした往来のなかにあつて、長男の出征、娘婿やその子どもの二度の徴用にすべて兄とともに付き添い、出広の機会を把えては、必ず面会して慰労している。その上、昭和一五年、長男は、出生後二年もたたない長女を残して出征し、出征後半年たらずのうちに戦病死する不幸があつたが、嘉作

は、この長男を付ききりで看病し、最後をみとってくれた八幡村（現在芸北町）出身の上田三久に兄に代わって礼状をしたため、四九日の仏事や一周忌法会を自宅で営んでいる。そうしたケースは、これまでには、カナ親の深井徳太郎と久城の専光寺尊父の場合だけである。本家の跡取りで名付子でもある長男は、嘉作にとってはそれほど大事な存在であった訳である。嘉作は、故人とは心情的に切っても切れない強い絆で結び付いていたことが分かる。また、昭和一六年、婿養子をとっていた長女が亡くなったことから、茅原の後継ぎ問題が表面化したときにも、嘉作は積極的に動いている。詳しく言うと、昭和一九年、茅原兄や加計姉が年始挨拶に来宅した際に茅原家の後継ぎ問題が話題になり、嘉作はこれを受けて二月五日、中澗の叔父や加計姉を訪ねて下準備に入り、九日、加計甥の三周忌に兄姉が集まった機会に改めて相談し、長女の婿に長男嫁をめあわすことに決まり、嘉作は、三月五日、娘婿の実家を訪ねて了承をえ、七日、沖中家で、婿の父、茅原兄、それに加計姉を交えて最終的な詰めをし、翌七日、当事者二人に話して、一七日の祝言にこぎつけている。嘉作は仲人役を果たしただけでなく、その後、長男の名付親にもなっている。二代続けて後継ぎの名付親になったことになる。嘉作の茅原家へのアタッチメントと、その永続にかける期待とが端的に表現されているといってもよい。昭和一九年度における茅原家訪問六回には、そうした意味があったのである。こうして新婦は、すでにエスタブリッシュされた選択幅の狭い親族ネットワークのなかで、第二の人生をスタートすることになった。娘一人を抱えた長男の嫁にとって、また茅原家にとっても、これが最善だと考えられたのである。もっとも、そのことによって、長男のために一度分家していた長女の婿が再び本家へ戻ることになった。

さて、嘉作は、昭和二年に政所へ転居した後、歳末には、妻が本家、加計、沖中、平田屋、中澗の兄姉五人、いわゆる嘉作のいう雲耕五家に挨拶に出向き、沖中（三人）、加計（二人）の甥姪にも土産を持参し、また、嘉作も藤

芸北一山村の家族と親族

井屋への歳末の途次茅原に立ち寄って交誼を温め、下手の葬儀に出ている。翌三年にも、茅原、平田屋、沖中へ年始立礼に行き、茅原には改めて年始し、報徳社総会の帰途平田屋に寄って中食を呼ばれている。また、四月九日、夫婦で雲耕へ植木取りに出かけた際、沖中で茶を呼ばれ、その後、中澗へ見舞いと子悦びに出、「幅大幅四尺五寸」を贈るとともに、「ソーメン二百匁、リンゴ三ツ、菓子二〇銭」を五家へ配っている。盆礼にはチサヲが代わって出かけたが、嘉作は、沖中祖母や上河下の葬儀と四九日の法事に参り、暮の二九日には、「雲耕方面へ歳末ニ行」っている。盆礼同様挨拶先は明らかでないが、雲耕五家を訪ねたことはたしかである。嘉作は、年始、盆礼、歳末、葬儀等の親類義理はすべて果たしている。それを合わせると、昭和三年が、戦前の政所時代では最も多い親類交際ということになる。一方、雲耕からは、二年には八幡宮の祭典に平田屋、沖中の姉が来泊し、翌三年には、加計の姉、沖中の甥が年始に来泊しており、とくにこの年は、嘉作が病臥したこともあって、平田屋、沖中の姉は二度見舞い、加計姉も泊り込みで見舞っている。それに、来訪でも、泊り込みが多く、五人が来訪している。その点では、親方格としての山廻家の家柄は、交際にマイナスに作用していない。むしろオープンである。しかも、昭和二年の歳末にチサヲが出かけ、夫婦二人で二年に一回、三年に四回、都合五回出向いているのも注目される。とくに、茅原報恩講への夫婦招待はこの年とほかに一度あるだけであり、親族披露をかねて夫婦がスムーズに交際できるよう配慮したかとも思われる。

昭和四年は三年同様、往来は比較的活発であるが、その後は、往、来ともに減少過程を辿っている。そのなかで往が目立つのは、昭和四年、七年の平田屋、中澗の昭和五年、一六年、加計の昭和四年と一七年とであり、いずれも嘉作の近親との別離がからまっている。平田屋は、カナ親の家であり、雲耕時代には本家に次ぐ往来があったことはす

でに指摘した通りであり、政所転居後も、嘉作家に最初に来泊したのはこの姉であり、嘉作も立ち寄って食事をよばれたりしていた。その義兄が昭和四年、姉が昭和七年に死去した。訪問が多いのは、葬儀、法事に出席したことによる。嘉作は、この弔いに見舞い一円、香典米二升六〇銭、香料一〇銭、寺への御布施二〇銭を包み、翌月の骨葬式、初七日の仏事に香料五〇銭とサイダー（二〇銭）を見舞っている。都合二円四〇銭である。先年のいとこの妻の葬儀に八〇銭、沖中祖母に六四銭を上げていることからして、関係レベルは違うが、よく出入りしたかつてのカナ親への心情が込められているとみてよからう。しかも、昭和七年には、平田屋姉の歿後、一月もたたないうちに中澗姉も死去した。縊死である。この年の七月、嘉作は養女幸枝を喪ったばかりであり、不幸の連続であった。嘉作はこの姉の病氣を見舞い、逆に幸枝葬儀には数少ない訪問客の一人として姉が出席していたが、あるいは、治療費の負担が大きく、家族への配慮も働いていたのかも知れない。そういえば、いとこの妻の死もやはり同じであった。ともかく、エスタブリッシュされたものとはいえ、血の通った網の目のなかの生活である。ここには、悲しみを温め合う体温がある。そこから離脱するには自らの手で別離するしか手立てがなかったのかも知れない。正しく社会的な死であった。嘉作は、葬儀の日を「雪交わり」としか記していないが、昭和八年度日記の最初に「昭和七年は我等にとって重ね重ね不運、不幸の年であった」と記しているのは、そうしたことの反映であった。診療所設置に意欲を燃やす大きな炎であったと抱えることも可能である。なお、嘉作は、中澗葬儀に一元九〇銭を包んでいる。こうして五人兄妹のうち二人が亡くなったが、それに続いて加計家では、昭和一六年一〇月に姉が死亡し、続いて翌年一七年に、長男が戦死している。姉は、雲耕時代、嘉作が一人暮らしのとき世話し、看病してくれただけでなく、加計を代表して年始をはじめ一〇度も嘉作家を訪ねている。また、甥は、炭鉱で亡くなった弟の忘れ形見であり、嘉作の名付子であった。昭

芸北一山村の家族と親族

和一三年、甥が入営した際には、チサヲや養子までもが餞別を送り、一六年の出征には、家族総出で宇品まで見送っている。これで嘉作は、弟一人、姉三人を喪って兄弟三人となり、しかも名付子三人を戦争で喪うことになった。嘉作にとって戦争の影響は決して少なくなかったのである。

一方、嘉作家への訪問は、嘉作が病氣勝ちであることから大病をした昭和二年、四年、五年、一三年に集中している。しかし、他方では、中澗や市原、それに沖中、平田屋の甥達は、昭和三年から一二年にかけて、年始を続けると同時に、山廻家の木伐り、炭焼きに従事していた。つまり、新しい世代は、すでに嘉作家との新しい関係の網の目に入り込んでいた。中澗や市原、沖中の訪問には、そうした山仕事関係がカウントされており、すでに沖中の甥は、昭和三年から嘉作家に入入りしており、五年には、家を代表して嘉作家へ年始挨拶に来、中澗、市原の甥は、昭和三年からすでに出入りしていた。また、平田屋の甥は、昭和七年正月の年始招待客の一人であった。このように、雲耕五家でも世代交代が進み、新しい世代が交際の主役として登場していたのである。嘉作の戦後の親類交際も、この世代との間に交わされ、新しい展開を示すことになるのである。なお、市原の甥は、嘉作の名付子であり、中澗の甥は、戦局が激化した昭和一八年一月に出征したが、無事帰還している。嘉作の甥で無事だったのは、この甥一人だけであつた。

上河下との交際も、往来は少ないが継続している。嘉作は、子どもや妻の葬儀（昭和二年、一七年）や見舞い（二年、二回）に出、立ち寄って中食（四年）したりしており、上河下からは、昭和三年に二度、七年、一三年に一度、嘉作を見舞い、三年には二度手伝い、昭和七年には幸枝の葬儀に出席していた。下手との往来も比較的親密である。同家からは、昭和五年から一二年にかけてと、昭和一七年に年始に来、昭和三年、五年、一二年にも見舞い、六

表Ⅱ-14 関係者別香典表

	かじ屋	深井	加計	清丘
	円 銭	円 銭		
見舞い	10.00	5.00		
香典	1.00	1.00	円 銭	円 銭
香料	20	50	1.00	1.00
夜とぎ見舞い	50	50	20	20
忌中見舞い	50		5.00	50
墓積仏鉢料・香料	50			
布施両寺へ	1.00		50	70
49日仏前	50		1.00	
合 計	14.20	7.00	7.70	2.40

年、八年にも仕事に來ている。また、一七年には嘉作を招待している。嘉作も、昭和二年、一一年には、葬儀に出、一三年には下手の嫁の件につき川小田を訪ね、調停役を買っている。嘉作は、こうした世話をよくし、雲耕に嫁した政所の近所の娘が離縁問題で山廻家へ戻ったときにも、雲耕の末広と相談して折り合いをつけ、チサヲが嫁を送り届けている。嘉作は、そうした調整役としても貴重な存在であった。

かつて雲耕時代には、同じ組内でもあつてよく嘉作家に出入りし、交際の深かった坂根は、昭和二年に、嘉作を招待しただけでなく、田屋、岡崎などと昭和三年から一二年まで新年の挨拶に続けて來ており、一三年の嘉作の病氣にも、組内の二人とともに見舞い、田屋も昭和四年に二度見舞っている。一方、嘉作は、岡崎（同八年）、鋤津（同一六年）、坂根（同八年、一八年）の葬儀に出、一六年には鋤津を広島で見舞っている。それに田屋は、報徳社総会の前日に嘉作を訪ね、指導を仰ぐのが例であつた。その意味において、嘉作はいぜん雲耕の人であつたといふことができる。嘉作が、昭和一六年二月、三人目に迎えた養女もかつての組内のかじ屋の出であり、嘉作は、その生家に多額の金子を貸付け、父親は長期療養で広島に入院していたが、嘉作も、昭和一七年、養女の母と雲耕関係者四人を同

昭和十三年の家族と親族

表Ⅱ-15 妻方親族との往来

年次	親族 往来	専光寺(母・弟)		最勝寺(弟)		藤井(叔母)	
		往	来	往	来	往	来
昭和2年		2回 8泊10日	1回 5泊6日	1回 1日		2回	
3年						6回	8回
4年		1回 6泊7日				**4回	3回
5年		2回 31泊33日				5回	2回
7年		1回 13泊14日	1回 12泊13日	5回 5日	3回 3日	4回	6回
8年		1回 65泊66日	1回 3泊4日	10回 14泊21日	7回 5泊13日	4回	1回
9年		3泊4日	1回 2泊3日	2回 1泊3日	4回 4日	1回	1回
10年		6泊7日		3回 2泊5日	3回 1泊4日	1回	1回
11年		9回 10泊19日	*1回 19泊20日	9回 8泊17日	6回 4泊10日	1回	1回
12年		1回 6泊7日		6回 4泊7日	1回 1泊2日		
13年		1回 44泊45日		1回 1泊2日	3回 1泊5日		
14年		1回 5泊6日		2回 2日	1回 1泊2日		
15年				2回 2日	1回 1泊2日		
16年		3回 14泊18日		4回 5泊9日	7回 13泊18日		
17年		1回 3泊4日	2回 3泊5日	8回 8泊15日	2回 2泊		1回
18年		1回 2泊3日		6回 10泊			
19年		2回 1泊12日		4回 4泊11日			

註 * このうち最勝寺に宿泊した日数も含まれている。

** ほかに、チサヲが病院で看護した13日間と退院後山廻家で療養した33日がある。

行して広島に見舞っている。しかし、加計姉の墓積みと同日の十二月一日に死去し、嘉作夫妻は、一三日から一四日の葬儀に出、一三円七〇銭を包んでいる（表Ⅱ―14）。この年には、カナ親である深井徳太郎の妻、カナ子の父、加計姉も死去しているが、この金額は、表Ⅱ―14のごとく最高額で、遺族の生活への配慮もあったが姉への気持ち以上に養女の実家を処遇していることが、一目瞭然である。それに、昭和一六年の報恩講にも母を招待しており、養女の実家は、茅原並みの扱いを受けていたことが明らかである。しかし、この関係も、昭和二年の養女離縁によって消えることになるのである。

さて、チサヲには、島根県久城（現在益田市）の専光寺に母と弟、現在の芸北町東八幡原の最勝寺に義弟（異父）、雄鹿原の宮地の藤井家に叔母がいた（表Ⅱ―15）。藤井家も、先代が安養寺から養子入りし、叔母もチサヲの祖父が浄謙寺から迎えた養女であることから、チサヲの親類先はすべて寺院と繋がっていた。

専光寺との往来は、遠方であり回数はずなかつたが、滞在期間が長いことが、他の親類交際と大きく違っている。嘉作夫婦が最初に訪問したのは、結婚した翌年の八月一日で、夫婦二人で専光寺を訪ねて七日間滞在し、母と連れ立って小浜の浦を散策したりする傍ら、盆会に列座している。母は、山廻家を離縁されて実家に帰り、弟を生んだ後、再婚して専光寺に入っており、母と娘が一つ屋根の下で暮らした日々のない、またあってもほとんどないといつてよい二人であった。それだけに、嘉作夫婦はもちろん、母と娘にとっても幸福の一週間であつたといふことができる。嘉作の日記によると、「本日小浜の浦へ行く、敵城夫婦、嬢、坊、雪雄及光善兩人海岸小高キ丘ノ小社ノ前ニテベンチニテ御弁当ヲ開ク、涼風徐ニ吹キ、甚ダ愉快ナリ」ということになる。その間、嘉作は盆会に列座しているが、暮れも迫つた十二月十六日、入営兵付添いで浜田に出向いた際にも専光寺に泊り、仏人会の仏事に二日参座している。

嘉作の専光寺訪問は、親類交際を温める機会であり、信仰を深めるチャンスでもあったことが、いみじくも最初の訪問に現われていることができる。昭和四年チサヲを同伴した訪問でも七日間の滞在であったが、うち三日は、永代経法会に加わっている。また、嘉作は、座骨神経痛の持病があり、昭和五年、治療のため、二度専光寺を訪ねて三泊し、一三年には四四泊して、耳疾の治療に当たっている。さらに昭和一六年に六泊、一九年にも七泊している。しかし、治療の際にも、例えば、滞在期間の最も多い昭和一三年には、三月二八日に専光寺に赴き、亡父七回忌の法事に出た後、耳疾の治療に専念する傍ら、仏事や降誕会、永代経法会（二回）に列座し、明教寺に参詣している。「火の中も分けて聞くべき法の道、雨風雷は物の数かは」、「みじんほどよいことあらば迷うのに、まるで悪うてわしは仕合はせ」は、その時の歌である。嘉作はここから四月八日、ついに助役辞任状を村長宛てに送付し、病魔と心痛に苦しみ悩みながらも信仰を深めていっているのである。

もちろん、親類義理にもとづく訪問も少なくない。昭和八年の一三泊も、父の病氣見舞いであり、九年の三泊四日は法事、一九年にも亡父一三回忌に出向いて四日滞在しており、一二年には、養子を迎えた挨拶に三人で出かけている。ただ、昭和一二年以後、専光寺へは、嘉作の訪問がほとんどである。チサヲは、昭和一六年、養女を迎えた際養女を同伴して三泊四日の日程で訪ねた一回だけにすぎない。治療や信仰のこともあるが、嘉作は多忙の身である。それにもかかわらず、昭和一七年に三泊四日、翌年にも二泊三日の滞在は、格別用事のない訪問で、萩に旅行したり、泳いだりしており、引き留められて帰宅を一日延ばしている。嘉作にとっては、行きやすい親族であった。もっとも、チサヲは、山廻家の家付き娘であるが、専光寺は母の在所である。昭和八年、いざこざがあった際六六日滞在中、母に連れられて帰宅している。その間、母と嘉作との間で二度書簡が往復していることから推して、母の執り成

しがあったことはたしかである。チサヲにとって専光寺はさながら実家でもあった訳である。母も、嘉作夫婦が最初に専光寺を訪問した帰途に同伴して一週間滞在し、昭和七年の幸枝葬儀にも娘二人を連れて一二泊している。また、昭和十一年六月二〇日、最勝寺住職披露仏事に山廻家を訪れ、その間最勝寺に滞在はしたが、貯水池見学などとしてつろぎ、七月七日に帰院している。二〇日滞在したことになる。このように、たしかに専光寺とは往来の機会が少ない。しかし、滞在期間の長さでそれを十二分に補っている。また、妻方親族であるにもかかわらず、嘉作の出入りが多いことも注目されてよい。

最勝寺は、義弟の養子入り先で、昭和七年六月二十九日、嫁を迎えた際、チサヲと幸枝が同道したこともあって、それを契機に往来が頻繁化している。昭和二年には嘉作が一度葬儀に出向いただけであった。ところが、昭和七年には、チサヲと幸枝、嘉作や祖母も一回ずつ参った上に、夫婦で報恩講に出かけるに至っている。最勝寺も姪の葬儀に招かれ、四九日の仏事にも出ている。急増といつてよい。昭和八年も八回出かけ、延べにして一二泊一九日となり、訪問回数では最も多い十一年（九回）の八泊一七日を凌いでいる。この年、嘉作は、最勝寺に七回出向いて八泊しており、五日滞在したときもある。なお、そのときは報恩講に参座している。ほかにもチサヲを同伴して最勝寺に出向き、一日の公務を挟みながら二泊している。昭和十一年も、嘉作は五回出向いて一度は二泊し、チサヲと一緒に二度訪ね、一度はスキー練習をかねながら二泊している。これに比べて、チサヲ一人の訪問は少なく、昭和八年に一回、九年も二回にすぎない。妻方親族であるにもかかわらず、嘉作の訪問が多い。その点では専光寺のケースと同じであり、強調されてよい。一方、昭和十二年には、養子を含めた三人で二回訪問し、二度とも泊っている。養子披露も目的の一つであったが、ともかく、最勝寺とは家族ぐるみの交際をしている。夫婦で赴いたのも、昭和十一年までに六

芸北一山村の家族と親族

回もある。すでに確立し固まっている親類関係ならともかく、新しい、形成されつつある関係だけに積極的に往来したとみることもできる。

最勝寺からも、昭和八年には、夫婦で二度来訪して二度とも泊り、一回は二泊している。また、弟の妻も、報恩講の手伝いにきて一泊している。翌九年も二度、一〇年にも一度二人で来訪し、一度は泊っている。しかも、訪問回数には少なく、多い年でも昭和八年の七回、次いで一一年、一七年の六回（九日と一三日）であるが、嘉作夫婦と違い、一三年、一七年にも夫婦で来宅している。滞在日数が長いのも、双方に共通しており、嘉作家からの訪問は、四泊五日が二回、三泊四日が三回、二泊三日五回、一泊が一九回となり、たんなる日帰り訪問の二三回を上まわっている。最勝寺からも三泊四日が一回、二泊三日が二回ある。とくに、山廻家からの訪問は、昭和一〇年、なかでも一七年以後は、嘉作が主で、二三回も訪ねている。これに対して、チサヲは四回にすぎない。最勝寺が嘉作の牛馬診療地区に入ることや信仰が篤いこともあるが、妻方親族は、専光寺同様、嘉作にとってそれほど社会的距離がなかったということができる。しかも、一七年の夫妻の来訪が多いことも明らかなく、嘉作は専光寺と連絡をとりつつ新夫婦二人の間を取りもち、ここでも調整役としての役割をフルに発揮している。父方親族についても、そうであったことから、山廻家では、親類交際の要は、嘉作にあったといっても過言ではない。

ところで、藤井家は、安政元年（一八五四年）、銚中場所を仰付けられ、明治三年には庄屋同格扱いになった由緒ある家柄であり、山廻家先代が浄謙寺から迎えた養女の嫁ぎ先である。チサヲにとって、叔母の家ということになる。それに、叔父の父は、安養寺から養子に入っており、在家ではあるが山廻家同様、寺との因縁は深い家である。両家の交際は、嘉作夫婦が結婚した翌二年、二人が藤井家から招待されたことにはじまり、年末にも揃って挨拶に出

かけ、藤井家からも返礼を受けている。翌三年も、嘉作は、年始、招待、歳末、手伝いに四回出かけ、チサヲは、年始と手伝いに出、祖母も二回出かけ、一度は泊っている。藤井家からは、叔父、叔母が揃って来泊し、叔父は見舞いに三回訪れ二度泊り、ほかに二回訪ねている。叔母も、見舞いがてらに来泊し、手伝いにも一度来ている。都合九回、延日数で一三日滞在したことになり、山廻夫婦の八回、九日を上まわっている。それに、病氣見舞いが多いことにもよるが、泊り込みが多い。養母と姪の家だけに気楽に来れたのかも知れない。なかでも、昭和四年六月、叔父が病氣入院した際、チサヲは、七月三日から一三日間泊り込みで看病し、七月一日に藤井夫婦を連れて帰宅している。藤井夫婦は、そのまま、山廻家の厄介になり、八月一六日に帰宅したが、九月一六日の藤井家報恩講も山廻家が営んでいる。これに比べると、嘉作の場合、訪問はどちらかといえば、フォーマルで、昭和四年、五年も、年始―報恩講―歳末の訪問パターンを繰り返している。藤井家も、その後は病氣の故もあって、訪問回数が減っただけでなく、年始―報恩講―歳末、ときに見舞いが入る訪問のパターンになっていっている。

昭和七年に入ると、藤井家夫婦が高齢で、しかも叔父が中風のため、深井家の意見を聞いたりして何回か相談した後、山廻家に引き取ることに関し、藤井家を売却したが、翌年嘉作が年始に出向いていることからして同居生活は実現しなかった。またしても短かったと思われ、結局別居することになっている。往来が減ったことはもちろんである。しかし、叔父夫婦は年には勝てず、昭和一二年には同居することになり、翌一三年の正月、村入りの挨拶を済ませ、一年あまり同居した。しかし、今度もうまくいかず、再度別居することになり、昭和一八年、叔父が死去するまで続いた。死後、嘉作は叔母を引き取ったが、叔母は三五日忌法会がすむと、生家の浄謙寺へ返ってしまった。引き取りについて関係者一一名が協議して合意に達したにもかかわらず、今回もうまくいかなかった訳である。嘉作は、

芸北一山村の家族と親族

藤井家三人を西大谷に納骨し、永代経を納めて帰郷した後、その足で浄謙寺に出向いて叔母と相談したが、話し合いがつかず、結局安養寺、浄謙寺が間に入り、嘉作が預り品の一部を返し、現金二百円を手渡して藤井家との関係を解消することで結着した。二カ月余りの時間がかかり、金銭でもって清算しなければならなかったところに問題の複雑さがあり、あるいはそこに問題があったことを示唆している。しかし、この叔母も昭和一九年三月死去し、嘉作は葬儀に参列し、そのあとを弔っている。こうして、たださえない妻方親族が一人減ったことになる。養子といい、叔父叔母といい、ともかく同居生活は、山廻家には鬼門であった。厳しい家風に問題の一つがあったかとも思われるが、そのことについては、改めて取り上げることにし、ひとまず稿を閉じることにした。

〔補記〕

本稿は、昭和五六年度文部省科学研究費一般(C)継続による研究成果の一部である。